

# 「人口大調査」から「国勢調査」へ<sup>1)</sup>

—国勢調査の基本設計をめぐる明治期の論議—

佐藤正広

## 1 はじめに

**本稿の課題** 一般に国家は、自己の支配する人々の数と、必要な限りでのその属性とを把握しようとするものである。このことは、「国民国家」であろうが、その他の国家類型であろうが、変わりはない。ただし、具体的にどのような原理・技術によって国家が人々を編成し、把握したかは、時代により、また地域により大きく異なっている。当然のことながら、その過程で作成され、残された資料の形式および内容も、大きく異なることになる。西欧に起源をもつ、センサス型の人口統計調査という方法も、明らかに、国家によるこうした営みの一環と位置づけられる。この方法は、日本には、幕末に蘭学の一分野として伝わり、明治維新後、軍制や法制等と同じく、西洋起源の「近代的」諸制度のひとつとして移植され、定着した。

さて、一般的に、ある技術が移植され定着するにあたっては、①技術の基礎をなす理論が紹介され、②その技術を生きた活動として実現する際のノウ・ハウ（技能）を身につけた専門家集団が形成され、③その技術の有効性に関するコンセンサスが、技術採否の決定権を握る人々の間で形成されることが必要である。近代国家による「国民」把握技術の一種であるセンサス型統計調査に関しても、この事情は同じであろう。すなわち、①統計学の理論が伝えられ、②この理論に基づいて調査を設計・実施しうる統計家集団が形成され、③国家機構の中枢（中央官庁、帝国議会等）にいる国家要人たちの間で、この方法の有効性に関する合意が形成されなければ、センサスは実施

され得ないであろう。

本稿では、以上の3点のうち、③の、国家要人たちの間での合意形成過程がいかなるものであったかという点について調べていくこととし、①と②には、行論上必要な限りでふれるに止めたい。

**統計家集団の位置と動き** 日本で最初に「統計」という方法の有効性に着目したのは、杉亨二をはじめとする統計の専門家たちであったが、杉のような当時最高の知識人の一人であっても、初めて統計数値に接したとき、小数に違和感を覚えたという。それほどに、社会的事象の統計的な把握という方法は、わが国の伝統的な発想法には類を見ないものだったのである<sup>2)</sup>。彼ら統計の専門家たちは、その後、統計調査のなんたるかについて試行錯誤の中で理解を深めていった<sup>3)</sup>。その結果、明治30年前後までには、彼らの間に、調査統計を実施する際の具体的な作業のイメージと、もっとも基礎的なデータとしての人口統計の重要性とに関する認識が形作られていったと考えられる。

しかし、このように統計調査(なかんづく人口統計)に関する理解を持っていたのは、当時国政を担っていた政治家や官僚たち全体の中では、疑いもなく少数派であった。そこで、専門家集団としての統計家たちは、非・専門家であるこれらの有力者たちに、何らかの形で統計の必要性を理解させるべく努力することになる。その説得は、訴えかける対象となる人々の共有する知識や経験に照らして理解しやすい言説に依拠して行われたはずである。この結果、統計家の持つイメージとは異なるイメージが抱かれることも、当然あり得る。そして、今度は、比較多数の人々によって抱かれるイメージが独自の社会的力を持ち、これが統計家たちの行動を制約する条件と化することもあった。本稿は、上述の通り、国家要人たちの間での合意形成過程を取り上げるが、その際、特にこの点に着目していきたいと思う。

## 2 統計家による説得活動

**統計家たちの論拠** 統計家たちによる働きかけの最も早い例のひとつを、

1896（明治19）年に、東京統計協会が統計局長宛に提出した「人口調査草案」に見ることができる。いま、その前文を引用すれば、次のようになる（下線引用者。以下同じ）。

「人口の調査は国家重要な事業にして其事業たるや一国の政治に経済に須臾も欠くべからざる者とす熟る各国の史乘を考ふるに苟も人文漸く開け政府を組織する以上は必ずや其人口の調査を為さざるはなし蓋し政府の職たる其被治者の体力、智識、風俗、経済、産業等百般民力の如何を審らかにするは其当務の最も急となす所なり欧米の各国人口調査の方法を設けて之を国法の一に置き貴重の事業と為す所以の者は亦之れが為なり夫れ統計の調査の如き其区域固より廣大なりと雖も其重要なる者を挙げれば亦人口の調査に如く者はなし方今欧米各国統計局の如き亦皆人民上の調査を以て其主務となす是れ人口の調査は統計事業の基本たるが故なり」<sup>4)</sup>

ここでは、①人口統計がすべての統計の基礎となるものであること、②「人文開け政府を組織する」ところ、特に欧米では、どこでも人口調査を行っていることという、2点を論拠として、統計局に人口調査の実施を迫っている。統計の専門家たちによる働きかけは、以後も請願や建議等の形をとって数多くなされているが、論拠は、若干のニュアンスの違いこそあれ、いずれも共通している。

この2つの論拠は、統計の専門家の間での議論においても、本質的に変わらなかった。この点について、1898（明治31）年に第4回統計懇話会で幹事の日下義雄が行った演説を例に取ろう。

「（前略）…先づ統計のことは皆さん専門家が多いやうでありますから統計の必要なることを私が此処へ出て述べるの必要は無いと思ひます、併ながら唯々其一隅に拠って全国各種類の方面から集って来るのを統計すると云ふみでは恐らくは統計事業の前途進むことは甚だ困難なことでは無いかと考へ

る、…(中略)…甲斐国をやってから二十年にもなるが其後に日本の「センサス」と云ふものは一つでも明かになって居らぬどれ丈け日本に不具な人が居って又完全な人がどれ丈け居る又どれ丈けの年齢の者がどれ丈け居る又体量はどれ丈けの者が居るとか云ふことに付て又どう云ふ職業の者が何人全国に居ると云ふことは実は分つて居らぬのです此の如く条約改正もやり十三師団も兵を有つと云ふ国で「センサス」の明かでないと云ふことは甚だ耻ずべきことと考へるそんな完全なもの立派なものは素より出来ませうが兎に角一つの雛形を拵えて「センサス」と云ふもの丈けは日本でやる、統計熱心の諸君の御尽力を以て成立つと云ふことは矢張り国の面目であらうと考へる…(下略)…<sup>6)</sup>

統計を専門にする人々の集まりだけあって、ここでは、記述的にはあるが、当時の統計資料編成方法に関する痛烈な批判が見られる。すなわち、各官庁の業務データおよび表式調査の寄せ集め<sup>6)</sup>では統計としては不十分なので、個票による全数調査(センサス)が必要であると主張しているのである<sup>7)</sup>。しかし、それと同時に、あるいはその主張の前提として、強烈に前面に出されているのは「条約改正もやり…云々」のくだりであろう。「一等国」の一員として、「国の面目」を世界に示すという意識は、統計家たちの間にも抜きがたく存在した。これは、欧米列強による侵略を恐れるという、明治期の国家要人たちに特徴的なメンタリティーと表裏一体となった感覚である。先進各国ではセンサスに代表される調査統計を実施することが一般的なのに、日本でこれを行わなければ、野蛮国と見なされるという危惧である。

統計家の主張はどう受け止められたか 統計家たちのこうした認識に基づいて、統計家以外の人々の説得もなされた。ただし、相手は知識階級といっても調査統計の実務を知らない人々であるから、統計家の間で論拠となった、センサス型の統計調査の他のタイプの統計に比較した先進性という論点は、後景に退き、結果、国勢調査が先進国の証明であるという論点が強調されることになった。

そのひとつの典型的な例を、時期的には少々下るが、1905（明治38）年1月に、第1回国勢調査の実施時期の延期に関する貴族院での論議の中で、柳沢保恵が行った発言に見ることができる。

「苟も国家と云ふ体面を維持する以上は東洋の文明国と云はれて居る日本国で国家を組成する分子がどう云ふ情態にあるかと云ふことを知らないではなるまいと思ふ、是は実に我々一個人のみならず又統計家としての意見ではない苟も愛国の士の最も必要と考へる所であらうと思ふ…（下略）…」<sup>9)</sup>

こうした議論を受けて、統計を専門としない人々の間にも、国勢調査の必要性が認識されていった。ここで、そうした人物の代表として、谷干城（たに・たてき）が、柳沢と同じ会議で行った発言を見ておこう。

「…（前略）…凡て此国勢調査を行ひますに就きましても、一家の我財政にして行きますに就きましても、大小の差はございますけれども、我一家の財産はどの位ある、又我が田地より生ずる物はどの位である、我が山林より生ずる物はどの位であるかと云ふ、其一家の財産の力、一家の政治の有様を能く調査して、それから初めて此家政の整理と云ふものも出来ます、それでないと自分の財産でありながら、自分の一家でありながら、少しもどれだけあるものやら分らない、先づ間に合せにどんどん或は借り或は使って行くと云ふことになったならば、一家は紊乱どころではない所謂闇になる訳であります、それと同じことで堂々たる国家を構造してからに我国家の力と云ふものがどれ程あるやら分らぬ、実に明治元年より既に三十八年と云ふ星霜を経るに、まだそれを必要としないと云ふものは、果して是が文明国と誇称せらるゝや否や我々は甚だ信用は出来ない…（中略）…所が此日本は斯の如く進歩し、斯の如く世界の喝采を得るに拘らず最も文明を代表して世界に知らしむべき此国勢の調査と云ふものは一つも出来て居らないが、或る点に於ては之を知らしめぬが宜いかも知れない、宜いかも知れないけれども、是は矢

張り土耳其の如き塩梅にもし之を明にしやうとしてもする人もなし、又それを明にしてみると却って世界の信用を失ふと云ふやうな事情がある、で我国にはさう云ふことは無いであるからして一日も早く是は調査せねばならぬが、併し此時期でありますから、之を延べると云ふことは是又尤もなことである…(下略)…<sup>9)</sup>

谷子爵は、高知の出身で、国粹主義的かつ農本主義的な、保守派の政治家である。ただ、彼の経歴では、政治家としてのそれよりも、西南戦争に際して、熊本鎮台の司令長官として、西郷軍に包囲された熊本城を焼き払い、その後陸軍士官学校長、学習院長を務めた人物としての方が有名であろう。この人物にして、国勢調査を「文明国」であることの証左ととらえているのである。

「外荘」の効果 時代は前後するが、1895(明治28)年9月、万国統計協会(スイス連邦統計局長ギョーム博士)から1900年に各国と歩調を合わせて日本でもセンサス型の人口統計調査を実施してほしい旨の要請があった。内閣総理大臣はこれを統計課長に回送すると同時に、翌年2月に外務大臣に対して「右協会之計画せる人口調査の件は欧米各国に關涉し重大之計画に有之猶詳細確實に其経過承知致度と存候間貴大臣より瑞西駐劄帝国公使へ御訓令相成右に関する事項取調報告相成候様致度」と、照会を出している。また内閣統計課長は同じく2月、ギョーム博士あてに「右調査の儀は統計上極めて重要な問題に付拙者よりは我政府へ申立協会の決議を採納候様可致尽力候」と返事し、さらに2箇月余り後には、協会と各国統計局との協議の進行状況について知らせるよう、要請している。

国際機関とはいえ、統計という、比較的地味な主題を扱う機関からの要請を、政府はなぜこのように重要視したのだろうか。この問題に直接答える資料は、管見のかぎり見あたらないが、当時の日本の置かれた状況を考えると、答えは自ずから分かるように思う。

当時の日本では、安政の不平等条約の改正をめざして、鹿鳴館から外交使

節の派遣まで、種々の方策が試行されていた。治外法権の解消については、ちょうど前年の1894年に列強にこれを認めさせた（発効は99年）ところであったが、関税自主権についてはまだ実現していなかった。その一方で、ギョーム博士からの要請に先立つ4ヶ月前には、遼東半島の領有をめぐる、いわゆる三国干渉があり、日本は列強との力の差をまざまざと見せつけられる形になっていた。こうした時代状況の中にこの要請をおいてみると、引用文中にも窺われるように、伊藤博文総理大臣が、これを我が国が欧米各国と対等の国であることを自己主張する好機と考えたとしても何ら不思議ではない。

こうした状況に勢いづいて、1896（明治29）年から何年かの間に、統計の専門家たちにより、いくつかの建議や請願、私案等が発表されている。その主なものをあげるなら、次のようである。

- ①渡辺洪基ほか18名から貴衆両院議長宛の請願書（明治29年3月11日）
- ②東京統計協会会長花房義質より総理大臣伊藤博文宛の「民政大調査に付建議」（明治29年3月）
- ③呉文聡の講演「国勢調査私議」（明治31年3月）

このような中で国勢調査の実施の機運は高まり、1902（明治35）年には法律第49号として「国勢調査に関する法律」が議会を通過した。それによると、第1回の国勢調査は1905（明治38）年に実施されることとなっていた。もっとも、この第1回目の調査は、たまたまその実施時期に日露戦争が勃発し、国力を消耗したため、延期されてしまうのであるが、この延期をめぐる議論は、ここでは省略する。

### 3 国勢調査の基本設計をめぐる

**「国勢」調査のイメージ**　ここで、先に引用した谷干城の発言に改めて注意を促しておきたい。谷が「国勢調査」というとき、具体的に思い描いているものは、必ずしも人口調査ではない。彼は、国家経営を家政にたとえ、

「一家の政治」が、田地、山林等の財産を把握してはじめて営めるのと同様、国家経営に関しても「国勢」をつまびらかにする必要があるとしている。漢学者の息子で、土佐藩校で漢学を修めた谷はもとより、当時の指導者たちの多くは、儒教的な教養を備えていた<sup>10)</sup>。「修身齊家治国平天下」ということばがあるが、当時の指導者たちにとって、国家経営を家政になぞらえて理解すること自体は、ごく自然なことであったし、さらに、その経済思想は一種の農本主義的なもので、物産の増殖(当時のことばでいえば「蕃殖」)に大きな価値をおいていたと考えられる。このばあい、「国勢」の語が、今日でいう「国富」に近い意味に受け取られるのは、自然な成り行きであろう。我が国では前代未聞の population census を実施させるために、統計家たちは、こうした常識を有する人々を説得しなければならなかったのである。先にあげた明治19年の建議が明快に「人口調査」と称していたのに対し、後にこれを「民政調査」「国勢調査」と、多義的な解釈が可能な名称に変えたのも、実は人々のこうした常識に配慮してのことであった。この点について、1910(明治43)年の東京統計協会評議員会議における横山雅男の発言を見ることにしよう。横山は、10年後には臨時国勢調査局の一員として、全国をめぐり、第1回国勢調査の宣伝に尽力することになる人物である。

「実は我邦に於きまして「センサス」と云ふことは三十年來の懸案であつたものが辛うじて明治三十五年十二月に国勢調査法が第四十九号で公布されたのである、それ迄と云ふものは英語の「センサス」を人口調とか人口大調査とか人別調とか民勢調査とか若くは人口定期調査と云ふやうな文字を用いて、殆ど一定しなかつたのでございますが、併し三十五年の春国勢調査の法律案が帝国議会で頭はれぬ前吾々有志の者が私案を拵へますに当たって「センサス」を殊更に国勢調査と云ふ文字に致しましたことは、抑々大いなる訳があるので此ことを此処で説明しますと…(中略)…世界の「センサス」の実質を尋ねて見ますと云ふと、約二つに分れるのであって欧州諸國に於いてやります「センサス」は人口を主眼と致しまして、さうして國の事情に



よって若干の附帯調査を致すのでありますから、民勢学的の観察は殆ど揃うて居るも国情を経済的方面から見やうとすれば只僅に職業の条で幾分の望を充たすに過ぎないのである、是に反して北米合衆国並に植民地に行はれる所の「センサス」は人口の外に経済上の事情を調べると云ふことは皆さんの御承知のことでありませう…（中略）…「センサス」に付いても欧羅巴諸国のやうな古いやり方でなしに北米合衆国のやうな新しい国若くは植民地に於けるやうな社会の状態若は国家の形勢が日々変化することを見らるゝやうにやるのが今日の日本には至極適当と信じます…（中略）…数千円や数万円の費用で出来るものなら調査の結果が世人の渴望を医することがなくても我慢が出来ませうけれど少くも二三百萬の金を投じてからに此国家的大事業を実行致しますのに只是までの戸籍簿上から算し來った人口調に比して二割か三割か確かになった位では私は少し世間の期待して居る所のものに違背せぬかと考へて居る、若し日本の国勢調査と云ふものに莫大な費用を投じまして、単に人口の数が確実になったことだけであつたならば、帝国議會でも世間の人も許すまいと思ふ、財政の豊かなる国ならば卒ぎ知らず我邦に於きましては御承知の通り二十三億の負債を負ふて、而かも新しく経営すべき事業は実に優指するに違がない程多々あるのでございます」<sup>11)</sup>

このような認識から導かれるのは、国勢調査を人口調査に限らず、米國式に經濟調査も合わせて行ふべきであるという方針である。

次に掲げる発言には、日清日露の兩戦争に勝つて大陸への侵略を開始した当時の日本の社会の雰囲気と、その雰囲気の中の人々による国勢調査の受け止め方が如実に反映されている。明治42年の衆議院における清盜議員の質問である。

「此国勢調査のことは一國の状態を知ります上に於て最も必要のことであると云ふことは本員が申すまでもないこととございまして、欧羅巴の各國並に北米合衆國に於きましては古くから実行せられて居る…（中略）…唯世界

の著名なる国に於て未だ国勢調査と云ふことを実行しませぬのは三つあるの  
であります, 即ち露西亜と支那と我日本であるのであります, 本員は此世界  
の一般的事業が他の二国と共に未だ我国に於て実行をせられて居らぬと云ふ  
ことに付いては甚だ遺憾に存することでございます…(下略)…<sup>12)</sup>

谷の発言の中で野蛮国扱いされたトルコは, かつて後進ヨーロッパ諸国を  
震え上がらせた文明国であった. そのトルコに勝ったロシアと, 長い期間に  
わたって文明の先達として仰ぎ続けた中国の双方に勝利をおさめ, 当時の日  
本には, 国民各層にわたり日本(優越)主義的な気分が強かった. 清峯の発  
言は, そのひとつの反映である. 国勢調査の位置づけも, この空気の埒外に  
はなかったのである. この発想からも, 調査が単に人口のみでなく, 経済活  
動をも対象とし, もって富の豊かなことを示そうというようになることは自  
然である. 国勢調査は元来 population census なのだから, もっぱら人口  
学的な調査を行えば足りるとする発想が, これと真っ向から対立することは  
いうまでもない.

**調査の作業量に関する認識** ここで大きな問題となるのは, 当時数千万  
人あった全国民を対象に調査を行う際の, 具体的な作業量に関するイメージ,  
あるいはリアリティの有無である. 統計家たちが説得しなければならない多  
数派一当時のインテリであり常識人一は, 明らかに, そのリアリティーを欠  
いていた. それだけではない. 彼らは江戸時代に行われた村単位の諸調査  
(村明細や宗門人別改など)について承知していただけない, 個人単位で行わ  
れる国勢調査についてもその延長線上にあるものとしてとらえ, 調査に伴う  
困難を過小評価する傾向があったと推測される. 村を単位に, 識字階級であ  
る村役人層が自然言語で回答し, 人口を除いては集計作業も行われない江戸  
期の諸調査に比べ, 全国民を対象とし, 厳密な定義を経た用語法を用いて調  
査する国勢調査は, 実施に伴う労力に格段の差がある. 集計担当者が処理す  
べき個票の量ひとつをとっても, センサス型の調査では, 当時で約1000万  
世帯分と, 膨大なものになる. 実際, 規模ではこれに遠くおよばないものの,

明治12年に『甲斐国現在人別調』を行った杉亨二らも、いざ記入された数十万枚の個票が収集され送られてくる段になって、その量のあまりの多さに呆然としたという。

人口の調査というと、一見、いかにも単純にして容易な作業のように思われる。そのため、実際の調査に伴う作業の困難を体験しない者の間には、ややもすれば「人のアタマ数を調べるためだけに膨大な国家予算を使うことは無駄であり、どうせ調査を実施する以上は、人口調査のみでなく、他の経済指標も含めた『国勢』の調査にすべきである」という考えが当然であったものと思われる。谷の議論は、このような状況を反映している。彼にとって、おそらく調査を人口に限るなどということは、考えだにせぬことであって、家産の調査と同様、調査が人口以外の国富に及ぶことは、自明だったのである<sup>13)</sup>。

**調査の基本設計をめぐる二潮流** 統計家たちは、こうした空気の中で、国勢調査の実施を説得していった。このことは当然、調査項目設定の基本方針にも影響を及ぼさずにいない。

1902(明治35年)2月の衆議院で、「国勢調査に関する法律案」について、提案者である内藤守三議員がおこなった説明は、この状況をよくあらわしている。

「…(前略)…苟も一国の政治を執るに於ては、其国の形勢を審に致して、施政上の基礎を造って置かうと云ふのが、趣意でございます此国勢調査の必要と申しますことは、既に疾に諸君の御悉知らせらるゝ如く、我邦に於ては、未だ以て此国勢の調査を致したことがないのみならず、政治上基礎とし標準として見るべきものは、未だ材料として一つもないのでございます…(中略)…仮に一例を挙げて申して見ますれば、一見鑑定の付き易き農業の収穫、或は肥料金統計の如き、殆ど是等はまるで嘘であります、又人口統計の如きも、現住調査又本籍調査と云ふものゝ間に於ては、常に百万人近くの相違を生じて居りまするのである、又内務省の民籍戸口表、内務の統計

付表 調査項目に関する諸案

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
氏名	○	○		○	○		○	○
言語・国籍						○		○
族称(華士族平民)					○			
世帯内の地位	○	○	○	○	○		○	○
性別	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶の関係	○		○	○	○	○	○	○
年齢	○			○	○	○		○
生年月日		○	○		○		○	○
出生地(生国)	○	○	○					○
常住地		○					○	
本籍地			○		○			
往住・来住							○	
各地方滞在の種類							○	
職業(本業)	○	○	○	○	○	○	○	○
職業(副業)			○					○
勤務先			○					
宗教(宗旨)	○	○	○			○		
精神・身体の障害	○	○		○	○	○	○	
教育程度		○		○	○	○	○	
財産の有無・種類				○				
住家(所有賃借の別)	○			○	○	○		
住家以外の建物					○			
建築物種類						○		
建設・解体						○		
土地所有(地目面積)					○			
宅地地価						○		
耕地面積				○	○	○	○	

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
耕地種類				○	○	○	○	
耕地利用の種類(自小作の別)					○	○	○	
耕地の権利関係(抵当等)					○	○		
農家種類(本兼業別, 自小作別)						○		
農産物						○		
作付け内容(米・その他)							○	
家畜						○	○	
大小工業の別						○		
工業の種類						○		
機械力						○		
職工数						○		
購入資料の価額						○		
商業・交通業の種類						○		
従事する人員						○		
機械力						○		
需要供給						○		
特許						○		

(表注)

\* 調査項目が多重集計表の形になっているばあいは、適宜分解したのものもある。

\* 「耕地」には山林を含むばあいがある。

出典

- ①『甲斐国現在人別調』の「家別表」(明治12年)
- ②東京統計協会による人口調査草案のうち「人別票」(明治19年)
- ③万国統計協会回章第二号(明治29年)
- ④呉文聡による『国勢調査私議』(明治31年)
- ⑤横山雅男による東京統計協会の「国勢調査審査報告」(明治32年)
- ⑥衆議院における内藤守三議員による説明(明治35年)
- ⑦国勢調査に関する法律施行の為に要する勅令及び閣例案(明治36年)
- ⑧第1回国勢調査

表と、此二つを較べて見ますと、数字の上に於て常に大変の間違を生じて居ったのであります…(下略)…<sup>14)</sup>

この説明では、調査の範囲は人口調査を大きく超え、後の農家経済調査などと重なるようなものになっている。

そこで次に、杉による調査も含め、第1回国勢調査が実施されるまでの間に出されたいくつかの調査項目案について調べてみることにしよう(付表)。

表示したのは数多く出された案の中のほんの一部にとどまるが、ここからも分かるように、国勢調査にあたって大きく異なるふたつの方針があったことが浮かび上がってくる。その第1は、国勢調査を人口調査に限ろうとするものであり、第2は、国勢調査を人口調査のみならず、農家経済、工業、商業、交通業にまでわたる経済調査と合わせて実施しようという考え方である。後者は、今日の調査でいえば、世帯を対象とした国勢調査の系列と、事業所を対象とした事業所統計調査の系列とを一挙に行おうとするものであったともいえよう。特に⑥は、「国勢調査に関する法律」が、議員立法として提案された際、提案者である内藤守三議員が行った趣旨説明に盛り込まれた項目であり、人口の他、各種産業の経営に立ち入った調査項目が網羅されている。もちろん、内藤自身、これらすべてを一挙に調査せよとしているわけではなく、必要の範囲に止めて、なるべく正確なデータを得るべきことを主張しているのだが、いずれにしても、こうした形で提案していることは事実である。統計の非・専門家集団である国家の要人たちをしてセンサス型の人口統計調査に賛成させ、国家予算を獲得するには、こうした形で彼らを説得する必要があったのである。

#### 4 むすび—統計家内部の対立

**経済調査派—横山雅男** こうしたふたつの方針の対立は、統計の専門家の間にも反映した。1910(明治43)年に行われた東京統計協会評議員会議は、はじめ1905(明治38)年に予定されながら日露戦争によって延期され

た第1回国勢調査の実施時期を「明治48年」(1915=大正4年)にすべしという『国勢調査施行期限ニ関スル建議』に関する討論が行われたのだが、これと並んで、国勢調査を実施する際の調査項目をどうするかということをもめぐっても激しい議論が戦わされた。ここではその討論の詳細を紹介する余裕はないので、両方の主張の代表と目される見解の一部を引くにとどめたい。はじめは経済調査を含むべしとする意見の代表として、横山雅男の例をあげよう。

「…(前略)…『センサス』と云ふことは世界の学者が共通のことが大体極って居るのでございますが、併ながら之を我帝国に於て初めて実行致しまするに付いては、必ずしも欧州に倣ふ必要がないと思ふのであります…(中略)…既に御承知のことゝは存じますが二十七八年戦役後各地方の状態と云ふものが変動して参りましたが、三十三年の北清事変殊に三十七八年の日露戦役後に於きましては地方の状態が非常に変化し就中衣食風俗等のことより都会村落の盛衰に至るまで状態の激変は実に予想外であります、つまり日本の日本が東洋の日本となり東洋の日本が世界の日本となりました結果日本の経済財政までが世界的となった結果である斯う云ふ次第ゆへどうしても『センサス』と経済を結び付けねばならぬ、然るに消極論者の如く経済事項を止めては何れの日に於て全国を掌上に見らるゝやうな調べが出来ませうか、民有地の状況だけでも、幸に各地方長官が宮城県知事のやうな人ばかり居りまして、さうして是等の問題をあゝ云ふやうに統計的に調べて呉れましたならば宜しいでございますけれども、斯様な有益な調査と云ふものを各府県悉く実行致すと云ふことは不可能的のことである、して見れば斯う云うふやうな国家の大切な問題を全国一斉に調査すると云ふことはどうしても国勢調査実行の時を俟つより他はあるまいと私は考へて居ります…(中略)…吾々は「センサス」を国勢調査と意識して天下の法律とした以上は飽までも其結果が国勢調査と云ふ名義と違背せぬやう施行すると云ふ本会の主義と致し吾々統計家の信念と致したいと云ふことであります、どうか皆さんも御一考

あらんことを願ひます」<sup>15)</sup>

横山の他、かつて杉の下僚の1人であった呉文聡も、耕地所有を調査項目に含め、これについて一定期間をおいて追跡調査をするよう提案している。日露戦後の未曾有の社会変化を目の当たりにした社会学者として、このような発想は当然のことであった。

人口調査派—高橋二郎 次に、国勢調査を人口調査に限るべしとする意見の例として、高橋二郎の発言を取り上げよう。高橋は、杉と共に甲斐国現在人別調の集計にあたり、調査票のあまりの多さに、どう処理すべきか呆然としたという回想を残した人物である。

「…(前略)…『センサス』の来歴は…(中略)…何処までも欧羅巴式で人民調査を主として居る、然るに何時の間にか衆議院に於て国勢と云ふ文字の現はれたのは実に不本意のことでありました、…(中略)…経済上の事項を段々御入れになると云ふ御話がございましたが、それは今は国勢調査と云ふ法律になって居りますから、入れて入れられぬことはない、又財政に余裕があれば従来の調と重複せぬ事は名義上入れても宜しいかも知れませぬが、諸君今日我邦国家の財政は如何でございます、この際に人民の事丈けですら調べるのが容易でない所に持て来て何じゃかじゃと百般の注文を出し到底云ふべくして行ふべからざる大袈裟なことを望み益々調査を困難にすると云ふことは愈々以て此問題を不可能にすることである故に吾々は政体から又時勢から打算して断然何処までも欧羅巴式に純粹なる『センサス』を行ふことにしなければならぬと思ひます、それで既に岡松さんの御話にもある通りで人民主義にしたればとて決して経済の事を欠いて居る訳ではない国の経済の百般の影響と云ふものは職業の種類、年齢の組合はせ上等に現はれるので『デモグラヒー』の調でも経済を決して度外視して居る訳ではない、…(下略)…」<sup>16)</sup>



以上のような討論が行われたが、ここに紹介した総論部分の後、調査項目に関する逐条的な検討の際、経済調査を主張する人々の意見は、人口調査に限るべしとする人々によって、激論の末ことごとく否決されてしまう。上に紹介した横山雅男などは、憤懣やるかたなく「甚だ失礼のことを云ふやうでありますけれども自説を固守するに急なる為め他の人の説を容れる余裕の無い人が多いのでありますから『エコノミカル』の意味を含ませうとする積極的の国勢調査は逆もこの評議員会では成立が覚束ないのであります」と、捨てぜりふを吐いているほどである。

こうして統計の専門家の中で、国勢調査の基本設計について一応の方向が打ち出されたこともあって、同じ年に国勢調査準備委員会に提出された資料でも、1918（大正8）年の国勢調査評議会に提出された資料でも、想定されている調査項目はほぼ人口統計に限られている<sup>17)</sup>。そして結果的に国勢調査が人口調査として行われたことは、第1回国勢調査の申告書を見ても明かである。ここで国勢調査に経済調査を合わせて行うことを主張した人々は、その後農商務統計の改善一個票による全数調査調査や調査員制度の導入一に力を注いでいくことになるが、このことは別の機会に触れることにしたい。また、本稿は冒頭に述べたとおり、国家要人レベルでの合意形成プロセスに議論を絞ったが、国家による住民把握の実態を解明するには、調査対象となった人々が、国家の働きかけにいかにか反応したかということに関する検討が不可欠である<sup>18)</sup>。今後の課題としたい。

#### 【参考文献及び資料】

相原茂、鮫島龍行編【1971】『統計日本経済—経済発展を通してみた日本統計史—』（経済学全集28）筑摩書房

細谷新治【1976】『明治前期日本経済統計解題書誌—富国強兵篇（上の一）—』（統計資料シリーズ4）一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センター

川合隆男【1991】「国勢調査の開始—民勢調査から国勢調査へ—」川合隆男編『近代日本社会調査史II』慶応通信所収

大橋隆憲【1965】『日本の統計学』（市民教室9）法律文化社

佐藤正広【1997】「初期国勢調査の諸問題—農村住民の「イエ」意識と職業調査：

広島県下の事例一『経済研究』第48巻第1号, 岩波書店  
総理府統計局編【1976】『総理府統計局百年史資料集成 第二巻人口 上』総理府  
統計局

海野福寿【1985】「杉亨二と『沼津・原政表』」『静岡県近代史研究会会報』第77号

- 1) 本稿は、文部省科学研究費補助金基盤研究C「戦前期国勢調査の精度の検討—各種調査の個票の再集計と分析—」(課題番号:08630026, 研究代表者:佐藤正広)の研究成果の一部であり, もと一橋大学大学院経済学研究科における講義のために執筆したものの一部を, お茶の水女子大学文教育学部における講義, 近現代史研究会での報告等を経て改稿したものである。近現代史研究会における報告にあたり, 東京都立大学助教授中野隆生氏から, 有益なコメントを得た。記して謝意に代えさせていただきたい。
- 2) この点に関しては, 杉自身の回想の他, 細谷新治【1976】, 海野福寿【1985】, 大橋隆憲【1965】, 相原・鮫島【1971】, 川合隆男【1991】などに触れられている。
- 3) この過程については, 別稿に譲る。
- 4) 総理府統計局【1976】193頁
- 5) 総理府統計局【1976】445, 447頁
- 6) 原文で「統計」という語を動詞として用いている点に注意せよ, この漢語が元来 statistics の意味でなく, summing up の意味である。
- 7) 統計家たちの中でセンサス型人口調査の必要性が痛感されるようになった理由として, 戸籍に基づく人口統計の不備があげられている。人々の間で, 住居を移動しても出寄留届の提出を怠るケースが多かったため, ダブル・カウンティングが生じ, 現在人口が過大になったというものである。日下の発言がなされた明治31年には, 従来内務省管轄であった戸籍が司法省に移管されたため, 新たに「人口静態調査」が開始されている。しかし, これもとどのつまり, 戸籍に依存する調査であって, 寄留に由来する問題を解決できるものではなかった。こうした事情もあって, 統計家たちの間では, センサス型人口実施への希望が高まっていたと考えられる。ただし, 統計家の認識としてそうであっても, 実際のところ, 戸籍に基づく統計がどの程度不正確であったか, また, 1920年に実施された国勢調査が戸籍からどの程度独立していたかという点については, 別途検討を要する問題である。
- 8) 総理府統計局【1976】563頁
- 9) 総理府統計局【1976】574頁
- 10) 谷干城の素養をもっぱら漢学に限ってしまうのは誤りである。東京大学付属

図書館の「谷文庫」(残念なことに一般図書と混排されており、独自の目録もないので、その内容を窺うことができるのはわずかに特別展示のために編集された漢籍目録のみである)を見ると、確かに、基本的な漢学の文献がそろっており、彼の教養人としてのベースがここにあることを知ることができる。しかし、谷は、ここだけにとどまっていたわけではない。その日記には、アダム・スミスとフリードリヒ・リストの比較論がなされているなど、彼が洋学にも並々ならぬ関心を抱いていたことがわかる。また、彼の視野は国際的で、欧米列強と東洋の関係については特に深い関心を持っていたようである。エジプト独立運動に失敗し、セイロンに流罪となっていたアラビー・パシャを訪ね、その談話にいたく共鳴していることなどからも、それは窺われる。以上のような教養や、メンタリティーのあり方は、多かれ少なかれ明治期の指導者に共通のものであろう。

- 11) 総理府統計局【1976】644 頁
- 12) 総理府統計局【1976】593 頁
- 13) こうした認識は、統計調査の実際について詳しくない、一般の知識人の間では、ずっとあとの時代まで根強く抱かれていた。たとえば、大正9年8月11日付の東京朝日新聞には、「去勢調査」と題する高島米峰(仏教運動家、後の東洋大学長)の投書が掲載されたが、その主張は、第1回国勢調査の調査項目が8項目と少ないことを「去勢」調査と揶揄し、少なくとも宗教、教育に関する項目を加えよというものであった。調査方法については「形式に拘泥せず、あり合せの紙片若くは既に配付したる申告書の一隅に、自由に記入せしむることを以て足れりとすべし」という。一千万を単位とする集計作業において、書式が統一されているといないとでどのくらい労力と時間が違うかなどということ、高島は当然、考えていない。
- 14) 総理府統計局【1976】456 頁
- 15) 総理府統計局【1976】646 頁
- 16) 総理府統計局【1976】648 頁
- 17) ただし、国勢調査準備委員会の主査会における議論では、牛馬や土地所有に関する調査項目を追加すべしとする主張が強硬になされ、これらの項目が、いったんは追加されることになった。このうち、特に馬の調査に関しては、陸軍の強い希望があったようである。このように、調査項目を人口学的なものに限ることに対しては、項目の追加を求める意見が繰り返されており、1919年の国勢調査評議会でも同様の議論が見られる。
- 18) この課題の一部は、佐藤正広【1997】として発表したもので、参照されたい。  
(一橋大学助教授)